

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秦野市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神奈川県秦野市長

## 公表日

令和7年1月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種の実施、給付の支給、実費の徴収又は記録の管理に関する事務であって主務省令で定める事業で、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成26年法律第27号)に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 1 定期予防接種及び臨時予防接種の実施に係る対象者の把握等事務処理 2 定期予防接種を実施した際の接種歴の管理及び閲覧 3 健康被害の救済措置による給付に関する事務 4 定期予防接種の償還料に関する事務
③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー・プラットフォーム
2. 特定個人情報ファイル名	
1 乳幼児健診業務データ 2 成人予防接種対象者リスト	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第14項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第25項、26項、第27項、第28項及び第29項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども健康部 こども家庭支援課
②所属長の役職名	こども家庭支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	秦野市 総務部 文書法制課 〒257-8501 秦野市桜町1丁目3番2号 電話番号0463(82)5119
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	秦野市こども健康部こども家庭支援課(親子健康担当) 〒257-0054 秦野市緑町16番3号 電話番号0463(82)9604
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[            十分である            ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業	
[            ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[            十分である            ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>特定個人情報の共有の際には、保管から廃棄までのプロセスにおいて、人手が介在することによる人為的ミスを発生させないリスク対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の共有の際(USBメモリを使用する場合も含む。)には、暗号化、パスワード設定などを施し、これらの実施を複数人で確認する。</li> <li>・特定個人情報を含む媒体は、施錠できる書棚等で保管する。</li> <li>・廃棄書類の特定個人情報がないことを複数人にて確認する。</li> </ul>

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ <input type="checkbox"/> 十分にしている ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分にしている            3) 十分にしていない         </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策            2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策            3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策            4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策            5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)            6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策            7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策            8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策            9) 従業員に対する教育・啓発         </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ <input type="checkbox"/> 十分である ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	ユーザー認証及びアクセス権限などの必要な管理を行い、特定個人情報の使用の記録を行っている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第17、18、19号)	番号法第19条第7号 別表第2(第16の2、17、18、19号)	事後	
令和2年10月22日	I-1-③システムの名称	乳幼児健診業務	乳幼児健診業務 団体内統合宛名システム 中間サーバー・プラットフォーム	事後	
令和2年10月22日	I-5-①一部署	こども健康部 健康づくり課	こども健康部 こども家庭支援課	事後	
令和2年10月22日	I-5-②一所属長の役職名	青木 裕一	こども家庭支援課長	事後	
令和2年10月22日	I-7-請求先	秦野市役所 政策部 文書法制課	秦野市 総務部 文書法制課	事後	
令和2年10月22日	I-8-連絡先	〒257-8501 秦野市桜町1丁目3番2号 秦野市役所 こども健康部 健康づくり課 成人健康担当 電話番号0463-82-9603	秦野市こども健康部こども家庭支援課(親子健康担当) 〒257-0054 秦野市緑町16番3号 電話番号0463(82)9604	事後	
令和2年10月22日	II-1-いつ時点の計数か	平成27年8月31時点	令和2年10月12日時点	事後	
令和2年10月22日	II-2-いつ時点の計数か	平成27年8月31時点	令和2年10月12日時点	事後	
令和3年12月24日	I-1-③システムの名称	乳幼児健診業務 団体内統合宛名システム 中間サーバー・プラットフォーム	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー・プラットフォーム	事後	
令和3年12月24日	I-3-法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第10項)	番号法第9条第1項 別表第1(第14項)	事後	
令和3年12月24日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第16の2、17、18、19号)	番号法第19条第8号 別表第2(第21項、22項、第23項、第24項及び第25項)	事後	
令和3年12月24日	II-1-いつ時点の計数か	令和2年10月12日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和3年12月24日	II-2-いつ時点の計数か	令和2年10月12日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和7年1月31日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第21項、22項、第23項、第24項及び第25項)	番号法第19条第8号 別表第2(第25項、26項、第27項、第28項及び第29項)	事後	
令和7年1月31日	II-1-いつ時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和7年1月31日	II-2-いつ時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和7年1月31日	IV-8-人手を介在させる作業	(追加)		事後	
令和7年1月31日	IV-11-もともと優先度が高いと考えられる対策	(追加)		事後	